

鴨川市中継施設整備・運営事業

実施方針

平成30年12月

鴨川市



「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 5 条第 1 項の規定により、鴨川市中継施設整備・運営事業実施方針を定めたので、同条第 3 項の規定により、公表します。

平成 30 年 12 月 14 日  
鴨川市長 亀田 郁夫



# 目次

第1章 基本的な考え方.....	1
1. 実施方針について.....	1
第2章 特定事業の選定に関する事項.....	2
1. 事業内容に関する事項.....	2
2. 事業範囲.....	3
3. P F I 法に基づく特定事業の選定に関する事項.....	5
第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
1. 民間事業者の募集及び選定方法.....	5
2. 募集及び選定等の実施スケジュール.....	6
3. 参加資格要件.....	7
4. 選定手順.....	10
第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項.....	12
1. 想定されるリスク及びその分担.....	12
2. 市による事業の実施状況のモニタリング.....	12
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	12
1. 立地場所に係る要件.....	12
2. 敷地面積に係る要件.....	12
3. 土地利用規制に係る要件.....	13
4. 土地利用に関する契約に係る要件.....	13
5. その他の要件.....	13
第6章 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	13
1. 係争事由に係る基本的な考え方.....	13
2. 管轄裁判所.....	13
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	13
1. 基本的な考え方.....	13
2. 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	13
3. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	13
4. その他の事由により事業の継続が困難となった場合.....	13

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上の金融上の支援に関する事項.....	14
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	14
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	14
3. その他の支援に関する事項.....	14
第9章 その他本事業の実施に関連する事項.....	14
1. 議会の議決.....	14
2. 公的支援等に関する事項.....	14
3. 応募に要する費用負担.....	14
4. 本事業の事務局及び問い合わせ先.....	14

## 第1章 基本的な考え方

### 1. 実施方針について

市は、本事業について、PFI 法に即した事業として推進するため、民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用を図るため BTO (Build Transfer Operate ) 方式により実施することとします。

本実施方針は、PFI 法に基づき特定事業の選定及び本事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、本事業の実施に関する方針を定めるものです。

## 第2章 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

鴨川市中継施設整備・運営事業

#### (2) 対象となる公共施設等の種類

積み替え施設

#### (3) 公共施設等の管理者

鴨川市長 亀田 郁夫

#### (4) 事業目的

現在鴨川市（以下「市」という。）では、昭和61年3月に稼動開始した鴨川清掃センターで市内から排出される燃やせるごみの処理を行っている。しかし、鴨川清掃センターは老朽化が著しく、安定したごみ処理の確保が困難な状況になっている。

このような状況から市では、施設の更新等の検討を進めてきた結果、早期に安定したごみ処理を確保すること、さらなる広域化を図ること、財政的負担が少なくなることを目指した中継施設の整備・運営事業を実施することを目的とする。

#### (5) 施設の概要

##### 1) 事業用地

鴨川市内において、応募者が提案する用地

##### 2) 処理対象物

家庭系及び事業系の燃やせるごみ

##### 3) 施設規模等

① 処理能力 : 42 t / 日以上

② 系列数 : 1 系列

③ 運転時間 : 8 時間/日

④ 運転日数 : 300 日以上

##### 4) 施設概要

① 処理対象物の受入れ及び燃やせるごみについては圧縮、資源ごみ等については受入及び貯留を行う。

② 圧縮した燃やせるごみをコンテナに積み込んだ後、市が指定する受入施設まで運搬を行う。

##### 5) 処理方式

① 応募者の提案による。

#### (6) 供用開始

2021 年 4 月 (予定)

(7) 事業内容

本事業の実施に際して、市と事業契約を締結し事業を実施する者（以下「選定事業者」という。）は、PFI 法に準拠し、本施設の整備等に係る資金の調達を行い、本施設を整備した後、直ちに市にその所有権を移転し、供用開始後 20 年間にわたって維持管理及び運営を行う BTO (Build-Transfer-Operate) 方式により実施する。

(8) 事業に関連する法令等の遵守

選定事業者は、本事業の実施に当たって、関連する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

(9) 事業スケジュール

事業スケジュールは、次のとおり予定している。

年 月	内 容	期間分類
2019 年 12 月	事業契約の締結	設計・整備期間
2019 年 12 月～2021 年 3 月	本施設の設計・整備	
2021 年 4 月～2041 年 3 月	本施設の維持管理・運営	運営期間
2041 年 3 月	事業契約の終了	

(10) 事業期間終了時の措置

市は、事業期間終了後も本施設を継続して使用する予定である。市と選定事業者とは、事業期間終了時の本事業の取扱いについて、事業期間終了の 5 年前までに協議の上決定するものとする。

2. 事業範囲

本事業の事業範囲は、次に示すほか資料 1 業務分担表（案）に示すとおりである。

(1) 選定事業者の業務範囲

選定事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1) 事業用地の確保等

選定事業者は、自らが提案した事業用地を確保（借地・購入は問わない）するものとする。また、選定事業者は、本事業の実施に必要な電気、ガス、水道等を確保する。

2) 測量・地質調査等

選定事業者は、自らが提案した事業用地の範囲、面積等を把握するために用地測量、地形測量、地質調査、埋設物調査等の必要な一切の業務を実施する。

3) 施設の設計・整備

選定事業者は、本施設の設計・整備を行うものとする。選定事業者は、自ら本施設の完成検査を行い、市による本施設の引渡し検査を受ける。また、市による引渡し検査合格後、直ちに本施設の所有権を市に移転する。

#### 4) 維持管理

選定事業者は、運営期間中、本施設が要求水準書で定める性能及び仕様を満足するよう適正に維持管理を行うものとする。また、事業期間終了後も引き続き支障なく本施設を稼働できるよう本施設の維持管理を行うものとする。

#### 5) 運営

選定事業者は、運営期間中、本施設に搬入される処理対象物を受け入れ、要求水準書で定める性能及び仕様を満たす適正な処理（圧縮）、燃やせるごみの運搬及び資源ごみ等の保管等を行うこととする。処理対象物の量・質等については、要求水準書において示す。

#### 6) 住民合意の形成

選定事業者は、事業用地の確保、本施設の設置、事業実施自体に関する住民合意の形成を行うものとする。なお、市は住民合意形成に対して、選定事業者に協力する。

#### 7) 土地利用契約の締結等

事業用地の購入または借地に係る契約者は、代表企業とすること。

事業用地を借地とする場合の契約期間は、本事業に必要な期間とする。

ただし本事業の運営期間の20年間を延長する場合があるため、借地契約の延長が可能な契約を締結すること。

なお、応募者が提案する事業用地が他の応募者と同じ事業用地となることは原則として認めない。

#### 8) その他

上記のほか、次の事項を事業者の業務範囲に含めるものとする。

- ① 選定事業者は、本事業の遂行に必要な許認可取得及び届出等の業務を行うこととする。必要に応じて、市も協力を行う。
- ② 本施設の整備、維持管理及び運営に関し住民に対して適宜説明を行うとともに、必要な措置及び対策を講じるものとする。必要に応じて、市も協力を行う。
- ③ 選定事業者は、圧縮した燃やせるごみの受入先との良好な関係の継続を確保すること。

### (2) 市が実施する事項

市が実施する主な事項は、次のとおりとする。

1) 燃やせるごみ、資源ごみ等の中継施設までの運搬を行う。

2) 本事業の実施状況のモニタリング

市は、本事業の実施状況のモニタリングを行う。モニタリングについては、第4章2.を参照のこと。

3) サービス購入料の支払

市は、選定事業者が提供するサービスへの対価として、次の2種類のサービス購入料を支払う。

種 類	内 容
サービス購入料①	施設整備等に係る対価
サービス購入料②	維持管理、運営等に係る対価

サービス購入料①については、施設整備の出来高に応じて、市が合併特例債等により調達した金額を支払う予定としている。

サービス購入料②については、選定事業者が提案する金額を運営期間中に支払うものとする。これらの支払の詳細な方法、条件等については、募集要項等において示す。

4) 燃やせるごみ運搬先の確保

本施設から圧縮・運搬される燃やせるごみの運搬先は、市が確保する。

5) 資源ごみ等の引渡し

本施設の運営によりストックするびん・缶・ペットボトル等の資源ごみの引き取り企業は、市が確保する。

### 3. PFI法に基づく特定事業の選定に関する事項

(1) 選定基準

本事業をBT0方式で実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の軽減を期待できる場合又は市の財政負担が同一水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政見込額の算定に当っては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出したうえ、現在価値評価に換算することにより評価を行う。なお、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせて公表する。なお、特定事業として選定しない場合においても、同様に公表する。

## 第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 民間事業者の募集及び選定方法

(1) 民間事業者の募集及び選定の方式

民間事業者の募集及び選定は、募集要項、要求水準書、事業契約書案、優先交渉権者評価基準書に示す内容を満たしており、民間事業者の提案内容が技術的観点から要求水準を満たすことが見込める内容であることを前提として選定する。

なお、民間事業者の選定は、事業用地の確保を含めて民間事業者の自由な提案を期待することから、公募型プロポーザル方式によるものとする。

具体的な募集方法、応募条件等については、募集要項等において示す。

(2) 委員会の設置

市は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うため、「鴨川市中継施設整備・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。委員会において優先交渉権者を選定する。

委員会の構成、審議内容は非公開で実施するが、開催経過及び選定の結果は、優先交渉権者の決定後に公表する。

なお、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものは、除くものとする。

## 2. 募集及び選定等の実施スケジュール

### (1) 実施スケジュール

民間事業者の募集及び選定スケジュールは、次のとおり予定している。

内容	日程
① 実施方針等の公表	2018年12月14日(金)
② 実施方針等に関する質問・意見の受付期限	2018年12月25日(火)
③ 上記質問への回答	2019年1月15日(火)
④ 実施方針等に関する説明会の実施	2019年1月16日(水)
⑤ 特定事業の選定・公表	2019年4月1日(月)
⑥ 公告及び募集要項等の公表・交付	2019年4月1日(月)
⑦ 募集要項等(募集要領、優先交渉権者選定基準、様式集、要求水準書・事業契約書案等)に関する質問の受付期限	2019年4月12日(金)
⑧ 募集要項等に関する質問回答公表	2019年4月22日(月)
⑨ 参加資格申請書提出期限	2019年5月24日(金)
⑩ 参加資格審査結果通知	2019年5月29日(水)
⑪ 提案書の受付期限	2019年7月31日(水)
⑫ 優先交渉権者の選定及び公表	2019年8月30日(金)
⑬ 基本協定の締結	2019年9月6日(金)
⑭ 仮事業契約の締結	2019年10月25日(金)
⑮ 事業契約の締結	2019年12月13日(金)

### (2) 実施方針等に関する質問、意見の受付

実施方針等についての質問、意見は次に示すとおり受付を行う。

#### ① 受付時間

実施方針等の公表日から2018年12月25日(火) 17:00まで

## ② 提出方法

実施方針等の公表と同時に市ホームページに公表する様式（Microsoft Word 様式）に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し市事務局の E-mail アドレス

「kankyo@city.kamogawa.lg.jp」まで送信する。なお、タイトルには、「(提出社名) 実施方針等に関する質問、意見」とすること。

## ③ 到達の確認方法

質問、意見を提出した者に対して、市が到達確認メールを返信する。

## (3) 実施方針等に関する説明会の実施

本事業における発注者の意図を、事業者へ正確に伝達させることを目的に、説明会を実施するので、希望者は申込書を提出すること。

### ① 開催予定日時

2019年1月16日（水）

### ② 開催場所

鴨川市役所内（詳細は決まり次第、希望者に案内メールを配信）

### ③ 出席申込の受付時間

実施方針等の公表日から2018年12月25日（火） 17:00まで

### ④ 出席申込方法

実施方針等の公表と同時に市ホームページに公表する申込書（Microsoft Word 様式）に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し市事務局の E-mail アドレス

「kankyo@city.kamogawa.lg.jp」まで送信する。なお、タイトルには、「(提出社名) 実施方針等に関する説明会」とすること。

### ⑤ 到達の確認方法

説明会への出席申込をした者に対して、市が確認メールを返信する。

## 3. 参加資格要件

### (1) 応募者の構成と資格要件

#### 1) 応募者の構成

応募者の構成は、次の企業等からなるものとする。

① 本事業の実施を目的として設立される特別目的会社（選定事業者）に出資を行いかつ、選定事業者から業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業及び出資のみを行う企業（以下「構成員」という。）

② 構成員以外の者で事業開始後、選定事業者から業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している企業等（以下「協力企業」という。）

#### 2) 応募者の資格要件

中継施設のプラント設備の設計・建設業務、建築の設計・建設業務、プラント設備の運転管理業務、プラント設備の保全業務及び燃やせるごみの運搬業務並びに工事監理業務を担う企業は、下記の共通要件及び個別要件を満たさなければならない。また、単一の企業が複数の指定業務を担うことは可能であるが、その場合、当該企業は共通要件及び担当するすべての指定業務に関する個別要件を満たさなければならない。

応募者は、選定事業者から指定業務を直接受託し、又は請け負う構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとする。

### 3) 応募者を構成する各企業等に係る共通要件

応募者を構成する各企業等は、(資格審査基準日となる)資格審査書類提出期限日において、次の資格要件を満たすものとし、他の応募者を構成する者としては、参加できないものとする。

- ① 鴨川市財務規則(平成17年鴨川市規則第46号)第99条第2項に規定する競争入札参加資格者適格者名簿に記載のない者ではないこと。
- ② 公告の日から優先交渉権者選定までの間において、鴨川市建設工事請負事業社等指名停止措置要綱(平成17年鴨川市告示第10号)に基づく指名停止措置の期間中の者ではないこと。
- ③ 公告の日から事業者選定までの間において、鴨川市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成19年鴨川市告示第64号)に基づく指名除外措置を受けている者ではないこと。
- ④ 商法(明治32年法律第48号)に基づく会社の整理の申立てがなされている者又は会社の整理の開始を命じられている者でないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 破産法(平成16年法律第75条)に基づく破産の申立て又は旧和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者又は優先交渉権者選定日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者ではないこと。
- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- ⑩ 市がアドバイザー業務を委託した者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、資本面において関連がある者とは、議決権を有する株式の過半数を有し、又はその出資の総額の100分の50以上を出資している者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

### 4) 応募者を構成する各企業等に係る個別要件

#### ① 代表企業

代表企業は、次の要件を満たしていること。

- ・市内に本店または支店を有していること。
- ・応募時点で市内に事業用地確保の見通しがあり、正式契約までに本事業の開始から事業完了まで事業用地を確保できる者をいう。

#### ② プラント設備の設計・建設業務

本施設のうちプラント設備部分の設計・建設業務を担うことを予定している企業は、選定事業者から当該業務を直接請け負うものとし、次の要件を満たしていること。

- ・一般廃棄物処理施設のうち粗大・リサイクル施設の設計建設実績または中継施設の設計建設実績を有していること。
- ・建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・選定事業者から当該業務を直接受託する企業は、1社とし、必ず構成員とならなければならない。

選定事業者から当該業務を直接請け負うことを予定している企業が、建築の設計業務の発注者となる場合は、建築の設計業務の個別要件を満たす必要はない。

選定事業者から当該業務を直接請け負うことを予定している企業が、建築の建設業務の発注者となる場合は、建築の建設業務の個別要件を満たす必要はない。

### ③ 建築の設計業務

本施設の建築部分の設計を担うことを予定している企業は、選定事業者又はプラント設計・建設業務を請け負う企業から当該業務を直接受託するものとし、次の要件を満たしていること。

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・選定事業者から当該業務を直接受託する企業は、1 社とし、必ず構成員とならなければならない。

### ④ 建築の建設業務

本施設の建築部分の建設を担うことを予定している企業は、選定事業者又はプラント設備の設計・建設業務を担う企業から当該業務を直接請け負うものとし、次の要件を満たしていること。

- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事について特定建設業の許可を受けていること。
- ・鴨川市建設工事等入札参加者資格審査基準（平成 17 年鴨川市告示第 163 号）第 7 条に規定する資格者名簿に、公告日の時点で登録されていること。

### ⑤ プラント設備の運転管理業務

本施設のプラント設備の運転管理業務を担うことを予定している企業は、選定事業者から直接受託するものとし、次の要件を満たしていること。

- ・提案する処理方式と同一または類似した処理方式の施設での運営経験を有する専門の技術者を運営開始から 1 年間の期間にわたり 1 名以上、専任で配置できること。

### ⑥ プラント設備の保全業務

応募者として本施設のプラント設備の大規模修繕及び保守点検業務を担うことを予定している企業は、選定事業者から直接受託し、又は請け負うものとし、次の要件を満たしていること。

- ・提案する処理方式と同一または類似した処理方式の施設での運営経験を 1 件以上有していること。

### ⑦ 燃やせるごみの運搬業務

本施設で圧縮した燃やせるごみの運搬業務を担うことを予定している企業は、市と契約するものとし、次の要件を満たしていること。

- ・千葉県内の自治体において一般廃棄物収集運搬許可を 1 件以上有すること。又は本業務開始までに許可を得ることが見込まれること。
- ・1 日当たり 42 トンの圧縮した燃やせるごみを運搬可能な車両、運転人員を有すること。

### ⑧ その他の業務

本施設の整備・運営にあたり選定事業者から指定業務以外の業務を直接受託し、又は請け負う者で、構成員又は協力企業として応募者となるものは、受託又は請け負う業務を明確にし、共通要件を満たしていることを確認できること。

(2) 応募者を構成する各企業等の変更

資格審査書類提出期限後、応募者を構成する各企業等の変更は原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、協議の上、市が妥当と認めるときは、応募者を構成する各企業等の変更を認めるものとする。

4. 選定手順

(1) 審査フロー

民間事業者選定のための審査は、次に示すように資格審査と提案審査から構成される。なお、審査の過程において、必要と認められた場合は、応募者に対してヒアリング等を実施することがある。

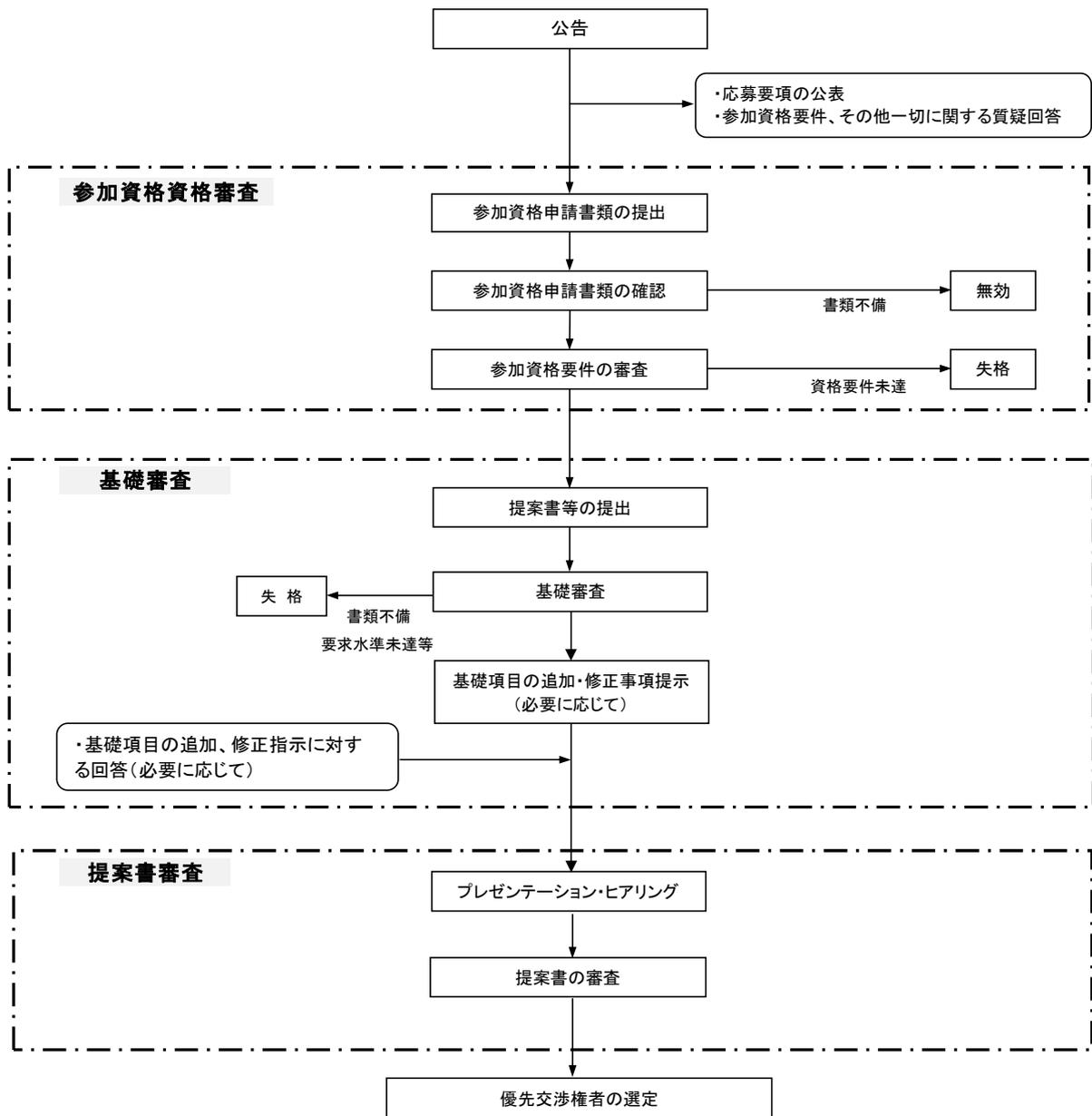


図1 事業者選定の審査フロー

## (2) 選定手順の概要

選定手順の各段階の内容は、次のとおりである。

### 1) 資格審査

市は、応募者から資格審査書類を受け付け、参加資格を確認する。応募者は、資格審査書類及び事業用地に関する書類を提出すること。

### 2) 提案審査

市は、定められた期日までに応募者から提案書を受け付け、次に定めるところにより審査を行い、最も優れた提案を行った応募者を選定する。

#### ① 基礎審査

募集要項等において示す本事業の基本的条件及び要求水準に対して、応募者の提案が十分に満たしていることを確認する。

#### ② 提案書審査

基礎審査を通過した応募者の提案について、次の視点等から総合的な評価を行い、最も優れた提案を行った応募者を選定する。具体的な審査基準等については、募集要項の優先交渉権者評価基準等において示す。

(審査事項の例)

- ・事業用地の確保に関する事項
- ・施設の設計・建設に関する事項
- ・施設の維持管理・運営に関する事項
- ・燃やせるごみの運搬に関する事項
- ・資金調達及び事業収支に関する事項
- ・全事業期間にわたる市の財政負担額

## (3) 優先交渉権者の選定及び公表

検討委員会の専門的、技術的審査に基づく意見を踏まえ、選定審査会において最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として選定し、その結果を公表する。

## (4) 優先交渉権者選定後の手続き

### 1) 事業契約等の締結に関する手続き

- ① 市と優先交渉権者とは、募集要項等及び提案書に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、優先交渉権者を事業予定者とする。
- ② 市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議し、調整する。
- ③ 市は、選定事業者との間で事業仮契約を締結し、その後、PFI 法第 12 条の規定により市議会の議決を得た上で選定事業者と事業契約を締結する。ただし、優先交渉権者を選定した後、事業契約締結までの間に、応募者を構成する各企業に鴨川市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止等の措置要件に相当する事由がある場合、その期間中は契約手続を留保するが、契約の相手方としないこともある。

### 2) 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、本契約締結までに特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。

- ① 応募者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- ② 運営事業者の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い

監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。

- ③ 運営事業者の株主は、市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

#### 第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

##### 1. 想定されるリスク及びその分担

本事業においては、個々のリスクについて、最も良く管理することができる者がそれを分担し、もって、より低廉な価格で質の高いサービスを提供することを目指している。この基本的な考え方に基づき、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」等を踏まえ、市と選定事業者のリスク分担は、原則として「資料2 リスク分担表(案)」によることとする。詳細なリスク分担については、募集要項等において示す。

##### 2. 市による事業の実施状況のモニタリング

選定事業者が実施する業務のモニタリングは、選定事業者が事業契約に定める業務を確実に遂行し、要求水準を満たしていることを確認するために、選定事業者が実施する業務について、定期及び不定期に実施状況のモニタリングを行う。選定事業者は、市が実施するモニタリングに対し、必要なデータ、書類の提供等の協力を行うものとする。

###### (1) 選定事業者の財務状況のモニタリング

市は、事業の継続性及び安定性を確認するため、選定事業者の財務状況のモニタリングを行う。選定事業者は、財務状況に関する報告を定期的に市に行うものとする。選定事業者は、市が実施するモニタリングに対し、必要なデータ、書類の提供等の協力を行うものとする。

###### (2) モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、選定事業者が実施する業務が定められた水準を満たしていないと判断した場合は、事業契約に定める規定に従い、選定事業者に対し業務の改善等の適切な措置の要求やサービス購入料の減額等の措置をとることができる。

###### (3) モニタリング結果に基づく契約解除等

市は、モニタリング結果に基づく是正措置等をとった後に、選定事業者による公共サービスの提供に重大な支障の発生等が懸念される場合又は選定事業者の事業遂行能力の回復が困難であると判断される場合は、選定事業者との事業契約を解除することができる。ただし、市は、契約を解除する以前に選定事業者に対して、一定の回復期間を与える場合がある。

#### 第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

応募者の提案する事業用地は、次の要件を始めとして、募集要項等に示す要件を満たすものであることとする。

##### 1. 立地場所に係る要件

応募者の提案する事業用地は、市内に位置することとする。

##### 2. 敷地面積に係る要件

応募者の提案する事業用地は、本事業を実施するために必要な面積を有していることとする。

### 3. 土地利用規制に係る要件

応募者の提案する事業用地は、本事業を実施する際に支障となる土地利用規制が適用されていない土地であること又は、事業実施のため必要な期間内に、支障となる土地利用規制の解除若しくは支障のない土地利用規制への変更が可能であることとする。

### 4. 土地利用に関する契約に係る要件

応募者は、提案した事業用地の敷地境界が確定しており、適切な契約が可能であることとする。

### 5. その他の要件

応募者の提案する事業用地は、アクセス道路、権利設定状況、敷地形状、地質等に関して本事業の実施に適した土地であること。

## 第6章 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従うものとする。

### 2. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所館山支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 基本的な考え方

事業期間中に本事業の継続が困難となった場合の措置については、あらかじめ事業契約に定めることとする。

### 2. 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合は、市は、事業契約の定めに従い、選定事業者との事業契約を解除することができる。この場合において、市は、選定事業者に対し事業契約の解除により市に生じた損害の賠償を請求することができる。

### 3. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合においては、選定事業者は、事業契約の定めに従い、市との事業契約を解除することができる。この場合において、選定事業者は、市に対し事業契約の解除により選定事業者が生じた損害の賠償を請求することができる。

### 4. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

市及び選定事業者は、事業契約に定める事由ごとに、その責任の所在に応じて適切に対応するものとする。

## 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上の金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項  
本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項  
本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。
3. その他の支援に関する事項  
市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

## 第9章 その他本事業の実施に関連する事項

1. 議会の議決  
市は、本事業に関する予算措置として、公告までに市議会に債務負担行為の設定に関する議案の提出を行うことを予定している。また、事業契約の締結に当たっては、予め市議会において議決を得るものとする。
2. 公的支援等に関する事項
  - (1) 合併特例債について  
市は、本施設の整備等について、合併特例債で行うことを予定している。選定事業者は、市が合併特例債の活用の際し、必要な書類の作成・提供するなど、協力するものとする。
  - (2) 施設の整備費の支払いについて  
施設の整備費については、本施設の整備が完了し、市の検査に合格した施設を市が合併特例債及び一般財源により、選定事業者を支払うことを予定している。
3. 応募に要する費用負担  
本事業の応募に要する費用については、応募者の負担とする。
4. 本事業の事務局及び問い合わせ先  
本事業の事務局は、次のとおりであり、本事業に関する問い合わせについては、同事務局で受け付ける。

[事務局]

鴨川市役所 総務部 環境課

住 所 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450

電 話 04-7093-7838 F A X 04-7093-7851

電子メールアドレス [kankyo@city.kamogawa.lg.jp](mailto:kankyo@city.kamogawa.lg.jp)

以 上

資料1 業務分担表（案）

（○：主、▲：副）

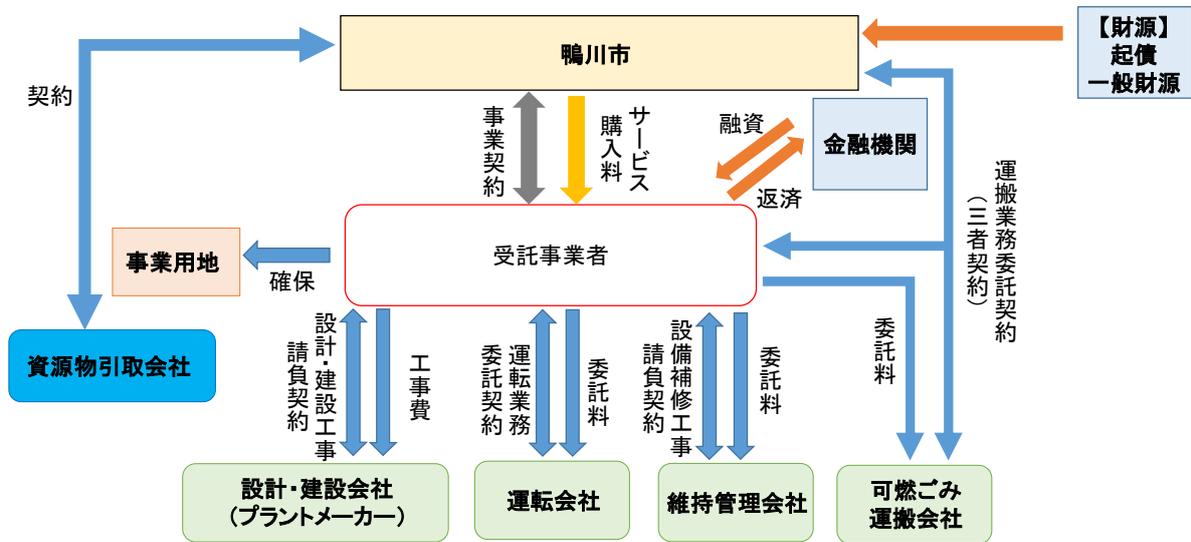
業務区分	業務内容	本市	民間事業者	備考
計画管理	・施設整備全体に関する計画、管理	○		
	・一般廃棄物処理基本計画			
	・一般廃棄物実施計画			
	・施設への搬入計画			
用地取得	・用地の確保		○	
施設整備に係る許認可手続	・各種届け（必要な場合）	▲	○	副は必要に応じて協力する。
	・開発関係（必要な場合）	▲	○	副は必要に応じて協力する。
設計	・工事に係る許認可手続	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う
	・実施設計		○	
	・設計監理	○		
建設	・工事に係る許認可手続	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う
	・実施設計		○	
	・施工及び施工管理		○	
	・施工監理	○		
施設全体管理	・施設設置者としての施設管理	○		
受付管理	・搬入ごみの受入判定	▲	○	副は受け入れ判定を行い、主に通知する
	・料金徴収			
運転管理	・運転管理計画作成		○	
	・運転管理及び作業		○	
	・搬入監視（不適物混入防止の監視）	▲	○	
	・受入出物の性状管理		○	
	・圧縮可燃物の運搬	▲	○	副は受入先の確保を行う。
	・圧縮可燃物以外の運搬	○	▲	副は必要に応じて積込等の協力をを行う。
調達	・物品・用役の調達・管理		○	
	・検査・点検・補修計画作成、実施		○	
	・外構施設保全	▲	○	副は主の業務を監視する
	・施設改造、改良保全		○	
環境管理	・環境管理（排ガス、粉じん等）		○	
	・作業環境管理		○	
災害対応	・災害廃棄物処理対応	▲	○	主は災害廃棄物の受入及び処理を行う
情報管理	・報告書作成と管理	▲	○	主は報告書の作成を行い、副による管理を受ける
	・設計図書等施設情報の管理			
	・施設清掃		○	
	・施設警備		○	
	・見学者対応	▲	○	主は見学者の説明等（見学者用DVD等の作成含む）を行い、自治体への説明は副が行う
	・住民対応	○	▲	主は本事業実施に対する住民意見への対応を行い、副は提案内容実施に対する住民意見の対応を行う

資料2 リスク分担表（案）

各事業段階におけるリスクの分担は、次のとおりとする。○は主たるリスク分担者、△は従たるリスク分担者（場合により限定的にリスクを分担する者）を表す。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	民間事業	
全期間共通	1 契約リスク	事業契約締結の不能、遅延等	○	○
	2 募集要項リスク	実施方針、募集要項等及びこれらに関する質問回答など、市が作成、公表又は配布をした文書等の記載内容の誤り、不備、変更等	○	
	3 法制度リスク	本事業に直接関わる法制度の新設、改正、廃止等	○	
		上記以外の法制度の新設、改正、廃止等		○
	4 税制度リスク	選定事業者の利益に対して課せられる税に関する税制度の新設、変更、廃止等		○
		上記以外の税制度（消費税を含む。）の新設、変更、廃止等	○	
	5 許認可リスク	本事業の実施に必要な許認可の取得等の不能、遅延等		○
	6 事業中止リスク	市の責めに帰すべき事由による事業の中止、延期等	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由による事業の中止、延期等		○
	7 第三者賠償リスク	市の責めに帰すべき事由による第三者への賠償責任の発生	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由による第三者への賠償責任の発生		○
	8 住民対応リスク	本施設の設置に関する住民への説明等の対応	△	○
		選定事業者が実施する業務に関する住民への説明等の対応		○
	9 環境問題リスク	施設の建設、維持管理業務、運営業務に伴う騒音、振動、悪臭、地盤沈下、大気汚染、水質汚染等の公害等の発生		○
	10 不可抗力リスク	天災（地震、津波、落雷、暴風雨等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、その他の不可抗力による事業費用の増加等	○	△
	11 性能未達リスク	施設整備業務、維持管理業務、運営業務に関する要求水準の未達状態の発生		○
12 資金調達リスク	事業実施に必要な資金の調達		○	
13 土地利用リスク	土地利用の契約、土地の利用可能性の確保（権利面及び性状面を含む。）に関するリスク		○	
14 債務不履行リスク	事業契約において市が負う債務の不履行	○		
	事業契約において選定事業者が負う債務の不履行		○	
15 金利変動リスク	選定事業者の資金調達に係る金利の変動	○	△	
16 物価変動リスク	事業実施に必要なものやサービスの物価変動（インフレ・デフレ）	○	△	
整備期間	17 調査リスク	市が提示する調査結果の不備又は誤り	○	
		選定事業者が実施する調査の不備又は誤り		○
	18 計画・設計・仕様変更リスク	市の責めに帰すべき事由による計画、設計若しくは仕様の変更又は計画の遅延等	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由による計画、設計又は仕様の変更、遅延等		○
19 工事遅延リスク	市の責めに帰すべき事由による工事遅延	○		
	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事遅延		○	
20 施設整備費変動リスク	市の責めに帰すべき事由による施設整備費の変動	○		
	選定事業者の責めに帰すべき事由による施設整備費の変動		○	
運営期間	21 ごみ供給	供給ごみの量又は質について、事業契約に定める基準の未達	○	
	22 ごみ確認	市が搬入するごみの内容チェック不備等	△	○
		市以外の者により直接搬入されるごみの内容チェック不備等		○
	23 可燃ごみの運搬リスク	市の責めに帰すべき事由による運搬量の未達	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由による運搬量の未達		○
	24 可燃ごみ受入先リスク	受入先の責めに帰すべき事由による受入不可等	○	
上記以外で選定事業者の責めに帰すべき事由による受入不可等			○	
25 運営費変動リスク	市の責めに帰すべき事由による運営費の変動	○		
	選定事業者の責めに帰すべき事由による運営費の変動		○	
26 施設損傷リスク	市の責めに帰すべき事由による施設の損傷	○		
	選定事業者の責めに帰すべき事由による施設の損傷		○	

資料3 事業スキーム図 (案)



※受託事業者は、特別目的会社